

平成27年12月 真鶴町教育委員会定例会要旨 会議録

期 間： 平成27年12月21日（月） 午後2時より

場 所： 真鶴町民センター 第2会議室

出席者： 津田博委員長、清水紘子委員長職務代理者、脇山亜子委員
玉邑恵子委員、牧岡努教育長
岩倉みどり教育課長、大竹建治係長
書記：小野真人主査、片山武丸主事補

欠席者： なし

傍聴者： なし

議事

1 開会

教育委員長より、開会あいさつ

2 教育長の報告

(1) 学校教育に係る部分について

- ・園・学校の様子に関する事
- ・児童生徒指導に関する事
- ・学校の安全に関する事
- ・その他

(2) 生涯学習に係る部分について

- ・スポーツ・文化事業に関する事
- ・青少年指導に関する事
- ・文化施設に関する事
- ・その他

3 協議事項

(1) 教育委員長職務代理者の選任について

課 長 資料1をご覧ください。清水委員の任期満了につきまして、「真鶴町教育委員

会会議規則の第2条」の規定では、前任の委員が委員長職務を代理するとなっておりますのでよろしくお願いします。

委員長 清水委員を除くと、脇山委員が当てはまります。脇山委員を職務代理者に指名してよろしいでしょうか。異議の無い方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

委員長 全員一致です。ありがとうございます。現行制度では最後の職務代理となりますので、よろしくお願いします。

(2) 神奈川県公立学校教職員人事異動方針について

課長 資料2をご覧ください。神奈川県から人事異動方針がでており、これをもって県の方では、人事異動をするということです。

来年の4月1日に真鶴町教育委員会名で辞令を出しますので、ここを皆様にご了承いただいた中で、4月1日の辞令交付をさせていただくというところがございます。

資料2の記述内容です。神奈川県教育委員会は、学校の適正な運営を確保することにより、教育本来の目的を達成するため人事異動にあたっては、次の事項を基本として、関係機関の積極的な協力のもとに、教職員の適正な配置に努めるものとするとし、

- 1、適材を適所に配置すること。
- 2、教職員の編成を刷新強化すること。
- 3、全県の視野に立って、広く人事交流を行うこと。

以上を人事の方針としています。

裏面は、県費負担教職員等人事異動要綱です。第1条の趣旨は、「この要綱は、神奈川県内の県費負担教職員等（幼稚園を除く）の人事異動について必要な事項を定めるものとする」と、なっています。

第2条は、人事異動の対象教職員で、「この要綱の対象となる教職員は、4教育事務所管内の教職員並びに、横浜市、川崎市、相模原市及び横須賀市教育委員会が所管する教職員です。4教育事務所の中に県西教育事務所が入っています。

第3条は、人事異動の時期で、「人事異動の時期は、採用、昇任及び配置換えについては、原則として4月1日、退職については、原則月末とする。」と、なっていますので、この要綱によりまして4月1日に人事異動が行われるということでございます。

この人事異動の方針に基づいて4月1日、町の教育員会で辞令交付させていただければと思っておりますのでご理解をお願いいたします。以上でございます。

委員長 このような方針で人事異動がなされるとのことです。ご意見ご質問ありましたらお願いします。ご異議の無い方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

委員長 ありがとうございます。

(3)平成 27 年度成人式について

課長 資料3をご覧ください。平成 27 年度真鶴町成人式典開催要項です。10 項目について要項を策定いたしました。

平成 28 年 1 月 11 日、成人の日、午前 10 時 30 分開式の予定で、会場は町民センター3 階講義室と講堂となります。

成人式典開催案内状を、12 月 8 日に町内・町外住所者合わせて、70 名の方に送付いたしましたが、町外に住んでいらっしゃる方で以前真鶴町に住んでいた方などからも、申し込みがあり、現在の該当者は 74 名です。そのような方につきましては随時受け付ける予定です。

式典は、記載の通りですが、教育委員長には、お祝いの言葉をいただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。併せて閉式の辞を例年職務代理者をお願いしております。脇山委員にお願いしてもよろしいですか。

委員 かしこまりました。

課長 ありがとうございます。よろしくお願いいたします。また、委員の皆様につきましては、来賓ということで当日出席いただきたいと存じます。

成人式の内容ですが、9 月の広報で成人式の実行委員を募集いたしましたところ、5 名の成人が集まりました。

当日に向けて、実行委員会を開催し、アトラクションも、どういうものを行うかということなど打合せを行っているところです。

また、中学校の恩師をお招きして旧交を温めたいというのが、現在の新成人の意向です。

なお、昨年のアトラクションの際、酒類を持ち込み飲酒している新成人も数名いましたので、教育委員会としては徹底して注意していきたいと思っております。

以上、このような形で進めたいと思っておりますがいかがでしょうか。よろし

くお願いいたします。

委員長 ありがとうございます。成人式要綱に記載のある投票体験は、選挙権が 18 歳に引き下げられた現状で、成人式で行う意義についてはご検討されたのですか。

係 長 はい。選挙権の引き下げについては、来年 1 月の通常国会で可決される見通しです。今年度の新成人は投票経験が無い方々ですので、体験を行う事としました。こちらについては、真鶴町選挙管理委員会とも意見交換を行いました。しかし、ご指摘の通り、これから同じことをする意義があるのかという部分では、選挙管理委員会と打ち合わせを行い、他の部分で代替えできるものがあれば、そのアトラクションで対応していきたいと思います。

委員長 高校生に関しては、町の委員会としては何もできません。今後は中学 3 年生で投票体験を行うような時代になるかもしれません。アトラクションに関しては工夫、検討していただければと思います。お酒はどういう対応になっているのでしょうか。

係 長 昨年度の反省から、実行委員会で検討した結果、通知の中にアルコール類の持ち込みを禁止する内容を記載しました。

委員長 飲酒禁止の年齢なども引き下げられるような話が出ていますので、成人式ではすべて経験済みという時代が来るかもしれませんね。

委員 成人式ですから、乾杯くらいはさせてあげたいですね。

係 長 早生まれなどで 19 歳の方がいらっしゃいます。お酒は監視等が難しいので、それを考慮した結果です。

委員長 記念品はありますよね。

係 長 はい。準備しています。

委員長 成人式でお酒を出すというのは問題が多いので、このままなしの形で進めていただきたいと思います。

(4) 社会教育施設の使用料について

社会体育施設の使用料についてご説明させていただきます。

社会体育施設として、教育委員会では、町立体育館、中学校屋外運動場、屋内運動場として小学校、中学校の体育館及び岩ふれあい館を管理し、各団体等に使用いただいています。使用料については、条例等で定めており、使用時間に応じて使用料を納付いただいております。

初めに、社会体育施設として、町民の利用頻度が高い、町立体育館から説明させていただきます。条例及び規則の関係規定を簡単に説明いたします。

参考資料として添付しております、「真鶴町立体育館条例」「真鶴町立体育館条例施行規則」をご覧ください。

条例の3ページ目下段に施設使用料が記載されています。専用使用の場合（施設を団体で専用して使用すること）、町立体育館を「本町等の団体」が片面使用で1時間500円、全面で1,000円、「上記以外の団体」は片面1時間1,000円、全面1時間2,000円と、基本の使用料が設定されており、使用時間に応じて使用料を納付いただくことになります。また、4ページ備考の2で、「本町等の団体」とは、県西地域広域市町村圏の真鶴町・小田原市・南足柄市・中井町・大井町・松田町・山北町・開成町・箱根町・湯河原町にある事業所等の団体使用もできるようになっています。

2ページ目をご覧ください。第8条使用料の減免の第2号に、「その他教育委員会が必要と認めるときは、使用料を減免することができる。」と、規定しています。

その減免率につきましては、規則で定めていますので、7ページ目、第10条「使用料の減額」で規定し、第1号から第3号は「町や国・県が共催、後援して使用するときの減免率」を、第4号は「その他教育長が特に必要と認めたとき。」で、教育長が必要と認める割合としております。

恐れ入りますが、資料4にお戻りください。上段、町立体育館使用料、26年度決算の欄をご覧ください。

町立体育館を本町等の団体が使用する場合は減免対象としており、条例で定めている「1時間500円の使用料」が5割減免となり、「1時間250円」で使用できることになります。

町立体育館は、体育及びスポーツ等の振興を図り、町民の心身の健全な発達に寄与することを目的に、町民のだれもが運動できる場として平成7年に開館しました。開館当初は、利用者が少ないのではないかという事から5割の減免措置をしてきました。

しかし、近年、町立体育館を利用する団体等が多くなってきており、維持管理面では、光熱水費が年間200万円近くを要する状況となっています。

また、学校施設につきましては「真鶴町立学校施設使用条例施行規則」の2～3ページ目に使用料が記載されていますが、使用時間を午前中、午後、夜間と、3つの区分に分け、使用料を定めております。岩ふれあい館も同様に設定してお

り、いずれも、子どもが所属する団体については、5割の減免措置を行っていますが、学校施設であるため、使用時間や使用する曜日が限られることからいずれも4団体から6団体が利用している状況です。また、光熱水費は中学校の夜間照明以外金額が算出できないため、記載しておりません。

町唯一の町立体育館は、開館から20年を経過し、経年劣化も進んできています。利用頻度も高くなってきている中で、今後の体育館の維持管理面を考えても、登録団体への5割減免が妥当か検討していく必要があるのではないかと判断し、条例や規則の改正は生じませんが、委員の皆様からご意見を伺いたいと思います。参考までに、減免率を4割から減免なしとした場合に収入がどのくらいになるか26年度決算額を基に算出いたしました。以上よろしく願いいたします。

委員長 現在の減免率では、施設の維持管理すら難しいとのことで、表を見ますと、減免率を無くしてもすべては賄えないようです。減免率を変える際には、利用団体や町民に対して、事前に現状説明を行っていただきたいと思います。いかがでしょうか。

課長 毎年3月に、体育館の利用団体に体育館の使用方法などを説明する機会があります。その場で今後はこのような内容も話していかなければいけないと思います。

委員 利用してらっしゃる方だけでなく、新規利用の方にも説明を行ってはいかがでしょうか。

課長 こちらの専用減免自体は登録団体に適応されるものです。個人利用ということは、1人2時間あたり100円という利用額が条例で定められています。

委員 登録団体の数は毎年増えていますか。

課長 近年は20団体ほどで推移しています。

委員 近年増えた実績はありますか。

係長 平成26年度から27年度にかけては1団体増えています。減るという事に関してはなかなか見られません。

委員長 他の市町村との比較はどうなっているのですか。

課長 減免率は把握しておりません。面積ごとの利用料で比較した場合、湯河原体育

館は全面で1時間1,000円です。

委員長 真鶴町は500円という事ですか。

課長 そうです。開館当初は町民の利用者が少なかったということで、減免対応を行ったという経緯があり、現在まで変化なく続いているという事になります。

委員 それなら値上げしてもいいと思います。

教育長 今後の事で、3月に利用者説明会をすると、そこでの意見は反映できないと思います。それでは意味が無いので、その前に意見を吸収するワークショップが必要だと思います。先日の議会でも話がありましたが、決まった事だけ伝えられても町民には困惑しか残りません。これからは、意見を聞き、それを含めた意見を考えなくては、町民の理解を得る事はできないと思います。何らかの形で利用者の意見を聞く機会を作ってほしいと思います。また、3月に次年度の会費を集める団体もあります。3月にいきなり値上げすると、その団体は対応できません。事前に周知できればまた違うと思いますので、事前に説明をする機会はずいぶん作ってほしいと思います。

委員長 利用団体からすると、できるだけ現状維持が望ましいと思います。反対というご意見も多いと思いますが、現状は20年前から変わっています。ある程度段階的に減免率を下げる手もあると思います。いかがですか。

委員 使用料を見直す事はできませんか。減免をされているというお得感を残してほしいかなと思います。

委員 説明をするなら、近隣市町村の具体的な金額データが見られれば、ある程度理解を得られると思います。真鶴しか利用しない方は、安いかどうかの基準が真鶴を基準にしてしまうので、反発されると思います。

教育長 光熱費や大きな修繕以外での維持管理に係る出費は、1年でどのくらいになりますか。

係長 点検費用がかかります。電気設備、浄化槽設備など数が多く、範囲も広いので50万円程度はかかると思います。

教育長 利用者が負担することに否定的でない光熱費などの額を集めて、説明すれば理解を得られると思います。また、現在の利用者に対して話を持って行くのですが、

これからの利用者の事を考えてもらいたいと思っています。これから先、10年、20年と使っていただくために、維持管理のための予算を確保する必要があるという視点を、利用団体さんに理解していただきたいと思っています。

委 員 せつかく駅に近くて便利な施設ですので、ぜひ維持していただきたいと思います。そのためにはきちんとメンテナンスを行う必要がありますね。

教 育 長 何にせよ、利用者の負担は増えると思えます。そこで利用者の実感の伴うような値上げを行えば、理解を得られるのではないのでしょうか。

委 員 元の使用料を値上げすれば、将来的にもしっかりとした収入源になると思えます。何度かに分けて負担を増やすと、またかという印象になってしまいます。今学期中の値上げを目指すのではなく、来年度1年間を検討期間とすれば、町民への説明や準備も十分行えると思えます。

教 育 長 生涯体育の施設ですから、生涯体育の施設としての側面と、管理維持の利用者負担などの資金面のバランスをとることが難しいです。

委 員 長 町の財政、施設維持の面を考えますと、減免率を下げるよりも利用料金の値上げを推奨する考え方も出ております。この場で結論を出すのは難しいと思われるので、継続審議という事でよろしいでしょうか。

全 委 員 (全員了承)

委 員 長 ありがとうございます。

(5) 旧トレーニングセンターの有効活用について

課 長 資料5、1ページをお願いいたします。

旧トレーニングセンターの有効活用につきましては、6月の定例会で、スポーツ施設、レンタル倉庫、防災倉庫兼防災センターの3つの活用方法の内容、メリット、デメリットを説明させていただき、委員の皆様から、いただいたご意見を、裏面2ページにまとめました。

平成17年に活用を停止してから、10年以上使用されていない状況で、施設内は相当の破損がみられます。

旧トレーニングセンターを、何かしらの形で活用していくためには、施設改修を行わなければ使用できない状況にありますので、当面は現状のままとし、まなづる小学校が広域避難場所であることから、町のほうでも避難所運営マニュアル

の策定に向けて準備を進めているところです。

教育委員会といたしましては、再活用にむけた整備に係る費用など、財政的な課題はありますが、6月定例会にて、ご審議頂いた際に、防災倉庫としての再利用に好意的なご意見も多かったことから、防災倉庫として再活用できるのではないかと考え、委員の皆様にもその活用方法を了承いただけたら、今後、防災倉庫としての活用が可能であるか、関係機関と調整を図っていきたいと思いますがいかがでしょうか。

委員長 6月の際にはいろいろな案を出していただきまして、比較検討したのち、防災倉庫兼センターが良いのではないかとということになりましたが、皆様いかがでしょうか。

委員 私は賛成です。最も現実的な活用かなと思います。

委員長 実際には災害に備えてできることはなるべく行うという動きが、全国的に見られます。みなさまよろしいですか。異議の無い方は挙手でお願いします。

全委員 (賛成多数)

委員長 ありがとうございます。それでは報告事項です。

報告事項

施設の月別利用状況、事業計画等を説明

委員長 質問等ございますでしょうか。

全委員 (特になし)

委員長 それでは以上をもちまして、12月定例会を終了させていただきます。

次回定例会 平成28年1月28日(木) 協議会13:30～
真鶴町町民センター 第1会議室
定例会14:00～
真鶴町民センター 第2会議室